

〇仙台市公園愛護協力会報償金支給要綱

平成元年5月15日

建設局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内都市公園の除草、清掃等の愛護活動を自発的に行っている公園愛護協力会（仙台市公園愛護協力会要綱第2条に該当するものをいう。）（以下「協力会」という）に対して、市が謝意を表明し、協力会に報償金を支給することを目的とする。

(報償金の算定基礎)

第2条 報償金の支給額は、均等割額及び面積割額の合算額とする。

2 均等割額は、一協力会につき年額13,600円とする。

3 面積割額は、一協力会の活動面積に応じ1㎡当たり7.2円として計算して得られた額（100円未満切り捨て）とする。この場合において、面積割額の算定の基礎となる活動面積は池沼、有料公園施設等の除草、清掃等を要しない部分を除いた面積とする。

4 前項の規定にかかわらず、活動面積が、1,000㎡に満たない場合においては面積割額を7,200円とし、活動面積が8,000㎡を越える場合においては、面積割額を57,600円とする。

(新規結成協力会に対する報償金の支給額)

第3条 新規に結成された協力会に対するその年における報償金については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を、第2条の規定により得られた額に乗じて得られた額に乗じて得た額（100円未満切り捨て）を支給する。

(1)4月から10月までに結成されたとき 100分の100

(2)11月から12月までに結成されたとき 100分の50

(3)1月から3月までに結成されたとき 100分の0

(報償金の支給時期)

第4条 報償金は、毎年度、原則として8月末までに、指定された口座に振り込む。但し、新規に結成された協力会については、適時指定された口座に振り込む。

(報償金の支給基準)

第5条 報償金の支給を受けようとする協力会は、次の各号に掲げる書類を毎年度、区長に提出しなければならない。

(1)仙台市公園愛護協力会要綱（昭和62年建設局長決裁。）（以下「協力会要綱」という。）に定める公園愛護協力会活動計画書

(2)協力会要綱に定める公園愛護協力会役員名簿

(3)協力会要綱に定める公園愛護協力会報償金振込口座届

(4)協力会要綱に定める公園愛護協力会活動実績報告書

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、報償金の支給をしない事ができる。

(1)前項に掲げる書類の提出が無く、調査により活動の実態が無いと区長が認めた場合

(2)前項に掲げる書類の内容に不備があり、区長の指導によってもその内容が改善されない場合

(付則) この要綱は平成元年5月15日から実施する。

(付則) この要綱は平成7年4月1日から実施する。

(付則) この要綱は平成16年8月1日から実施する。

(付則) この要綱は令和3年4月1日から実施する。

附則 (令和8年3月5日改正)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。